

第 2 章 基本構想

第1節 構想の目的

この基本構想は、逗子らしい生涯学習社会の実現に向けた基本的な方向を示すもので、本市の生涯学習推進の基本目標と、これを実現する施策の基本的方向を示します。

第2節 基本目標

本市は、都市宣言「青い海と みどり豊かな 平和都市」をまちづくりの基本理念とし、総合計画では21世紀初頭を目標とする本市のあるべき都市像を「豊かさを実感する調和あるまち」と設定し、「豊かさを実感するまち」、「調和のあるまち」、「小さくても自立するまち」を目指し、その実現に向けて進んでいます。

このプランでは、本市の目指す逗子らしい生涯学習社会のイメージを「**楽習のまち ずし**」(*)と位置づけ、その実現に向けて都市宣言や総合計画で示す都市像を踏まえ、次のとおり基本目標を設定します。

- **誰もが、多彩な学びを楽しみ、いきいきと生きることができる「**楽習のまち ずし**」の創造**
- **学ぶよろこびをとおして、実り豊かな自分づくりができ、多彩な個性を尊重しあえる、彩りあざやかな「**楽習のまち ずし**」の創造**
- **ともに学びあい、ふれあい、育みあう「**楽習のまち ずし**」の創造**

* 「**楽習のまち ずし**」

プランでは、本市が目指す逗子らしい生涯学習社会を「恵まれた自然環境のもと、市民の誰もが、人生のどの場面でも、いきいきと学びを楽しむことができ、その成果を様々な形で活かすことを通じて、互いに認めあい、育みあう、市民が主役を演じる生涯学習社会」と位置づけています。そのイメージを、生涯学習での学ぶ楽しさ、学ぶよろこび、学びをとおして得られる満足感や充実感などに着目し、「楽」という字をあて「**楽習のまち ずし**」とします。

第3節 生涯学習活動を支える基本的認識

市民を取り巻く社会情勢や生活環境は、著しい変化が続いています。こうした中であって、市民は心の豊かさや生きがい、新しい知識や技術・技能の習得、人とのふれあいなど広範な領域の学習機会を求めています。

また、基礎的な学習を終え、さらに学習を深めるため、継続的に学ぼうとする市民の増加

に伴い、学習要求は、より高度化・多様化・専門化する傾向が強まっています。

こうした学習要求に応え、市民の系統的・継続的な学習活動を支援するためには、本市における学習機会を大きく次の3つの視点から整理し、体系的な提供を進めるとともに、内容の充実を図っていく必要があります。

- (1) ライフステージに応じた学習機会の充実と条件整備
- (2) 市民の学習要求に応じた学習機会の充実と条件整備
- (3) 現代的課題などに応じた学習機会の充実と条件整備

生涯学習活動は、学習する者一人ひとりの自主的・自発的な学習活動であると同時に、学習者相互の交流によって学習効果が向上することが期待されます。したがって、これからも、次のような様々な視点に立っての市民の生涯学習活動の機会を充実し、支援していくことが重要となります。

1 市民との協働による生涯学習

市民には、自発的・主体的に様々な方法で生涯学習活動に取り組む権利が憲法で保障されています。この権利を確かなものにするためには、学習活動を進めるだけでなく、行政と協働し、生涯学習社会の実現に寄与することも求められます。

活力ある暮らしやすい地域社会であるためには、市民が主体的に地域づくりに取り組んでいくことが大切です。

市民の学習ニーズは、多様化しています。すべての市民がそれぞれの状況や必要に応じて、いつでも自由に学習機会を捉え学習できるようにする必要があります。共に学び合い、共に育つという、いわゆる「共育」という考え方が提唱されています。

そのために行政は、地域での交流を促進し、多くの人が地域づくりに関わっていけるよう支援することが必要です。市民の主体的な地域づくりを推進するため、地域への関心を高める学習や地域課題についての学習機会を充実するとともに、学習と活動を一体的、継続的に行えるよう支援しなければなりません。

2 すべての人が等しく学習のできる環境づくり（ノーマライゼーション^{*1}の視点）

誰もが等しく学習できる環境を整備することが基本的に最も重要なことです。障がい者、高齢者、児童など社会的に不利な状態にある人々も一人の人格のある人間として尊重されなければなりません。また、国籍、年齢、性別などの違いに関わらず、すべての人に学習しやすい環境整備を行うことが必要です。

すべての人々が生涯学習を通じて、ともに学びあい、ふれあい、育みあうことで、人権尊重の心を育み、市民一人ひとりの人権が尊重され、ともに平等に分ち合い助け合い支え合って生きていける学習環境が築かれていきます。

また、まちの中を自由に移動でき、社会参加のできる状況を作っていくことが大切です。駅や歩道、施設の利用に当たっては、障がい者、高齢者、児童にとってもバリアフ

リー(*2)の視点で支障がなく、利用しやすいように建物、設備、駐車場等に十分に配慮する必要があります。

また、新規の施設の設置や既存の施設の改修については、ユニバーサルデザイン(*3)の視点から検討し、常にすべての人にとって利用しやすい施設であることが重要です。

さらに、職業人や子育て中の人などが参加しやすいように開催日時や場所などの工夫のほか、託児サービスの実施や地域の身近な施設での実施など参加しやすい学習体制の充実が必要です。

* 1 ノーマライゼーション (normalization)

「正常化、正規化」の意味。デンマークのバンク・ミケルセンが提唱した福祉の理念であり、1981年の国際障がい者年に今後の障がい者福祉の在り方として普遍化し、現在では日本で定着した考え方となっています。この考え方では、様々な障がいのある人々が、地域社会の中で他の人々とともに生活できる社会を正常な社会と考えるということです。障がいの有無にかかわらず、人間が平等に権利と義務を能力に応じて補い合い、助け合い、しかも同一の社会の場で生きていこうとする対等な生活原理に基づいた地域社会を形成しようという理念でもあります。

* 2 バリアフリー

もとは建築用語で、障壁（バリア）のない構造を示す言葉です。

特に、住居などで段差を設けないことや階段の代わりにスロープをつけるなど、障がい者や高齢者が生活しやすいように配慮した住宅を整備することや建築関係以外の各種の商品やサービスなどにも広く使われ、「人間が社会の中で人間として自立する上での不便さ（障壁（バリア））を取り除く」ことに拡大して使われています。

* 3 ユニバーサルデザイン

製品、建物、環境などを障がい、年齢、性別、国籍等にかかわらず、あらゆる人が利用できるように考えてデザインするという考え方をいいます。「バリアフリー」は、もともとあった障壁を取り除くという概念ですが、「ユニバーサルデザイン」は、最初から取り除かれてデザインされていることをいいます。

3 学習活動への支援

複雑化・高度化する社会では、一人ひとりが長い人生のその時々直面する課題、人生の節目で必要となる学習課題、心豊かに健やかに生きるための現代的課題、これら学習課題の高度化に応じた体系的な学習機会の提供と充実を図り、市民の主体的な生涯学習活動を積極的に支援する必要があります。

また、学習活動は学習者相互の交流によって、学習効果の向上が期待されます。新しい知識・技術・技能を修得するに当たって、交流は大きな意義があります。そのための学習交流の場、機会づくりを支援します。

4 世代間交流の重要性

近年、少子・高齢化、核家族化などが急速に進んだことから、家族や地域におけるふれあいの場や機会が減少し、家族や地域社会において世代間の絆が希薄になっています。これに伴い、家族において子育てや子どもの教育に関すること、高齢者の生き

がい健康づくりや介護に関すること、地域においては歴史や文化の継承の在り方などが課題となっています。

このため、地域での世代間の交流や体験の機会も減少するなど以前のような地域での子どもへの見守りや相談などがしにくくなり、子育てに関する不安も大きくなっています。

子どもが高齢者と関わる中で、いたわりや命について考えることができるようになり、高齢者は、若い人々と接することで活力を得ることができます。

また、高齢者層の持つ知識や知恵あるいは技術や伝統・文化を若い世代に伝え継ぐことが期待されます。

5 ライフステージ別の学習課題への取組み

私たちが生まれてから長い人生の間に、いくつかの節目があります。そして、その節目ごとに特有な生活上の課題があり、そのための学習機会の提供が求められます。

学校教育の場面では、2008年（平成20年）及び2009年（平成21年）3月には新学習指導要領が公示され、これからの時代にふさわしい教育の実現が求められています。

また、成人層にとっては、産業構造の変化を背景に雇用形態が変化している中、就労確保に向けた自主啓発やキャリアアップのための学習機会の提供が求められています。

特に、増加傾向にある高齢者層にあっては、地域や家族の中で健康で生きがいを持ち続けながら生活していくことが重要となっています。

このようなライフステージごとの学習機会の充足に向けた学習への積極的な動機付けや能力開発、生きがい支援など多様な対応を行っていく必要があります。

6 生涯スポーツの充実

人が健康を維持するためには、食事、睡眠などの生活習慣や良好な生活環境など様々な条件が挙げられます。その一つが運動であり、学校での体育の授業は、日常の体育活動を生活習慣として形成することにあると考えられます。

学校体育に対して、生活習慣としての日常的な体育活動を意味している生涯体育（生涯スポーツ）という考え方が提唱されています。

市民の健康に関する関心・意識は高く、様々なスポーツ活動を目的としたグループ・サークルが数多く存在しています。また、少子高齢化の進行に伴い、市民一人ひとりの健康づくりが大変重要となっています。

子どもから高齢者まで、障がいの有無にかかわらず、多くの人々が活動場所として十分機能し得るような施設の拡充を図る必要があります。

7 生涯学習における学校教育の役割

義務教育は、生涯学習への入口と位置付けられ、基礎・基本の学力の定着が目的とされています。学ぶ意欲を育て、物事を自ら進んで考え、そこに楽しみを見いだすことができるような生き生きとした人間を育てることが大切であり、生涯学習にとって欠くこ

とのできない基礎となっています。

子どもの生活体験・自然体験・各種の交流等の減少に伴い、子どもの教育の充実のために、学校・家庭・地域で共に育て合う「共育」の場の提供、仕組みづくりが求められます。

8 開かれた学校づくり

地域社会の核としての学校をつくることや、学校や地域が一体となった、いわゆる学社融合(*)の視点に立って、開かれた学校づくりを実施するとともに、積極的に学校施設や教育機能を活用した企画が求められます。

開かれた学校づくりには、3つの意味が含まれます。

第1の意味は、学校施設の住民への開放です。現在、運動場、体育館、特別教室等が市民に提供されています。

第2の意味は、学校教育の中で保護者(家族)や地域住民が一定の役割を果たすことです。

既に本市では、児童生徒を学校の教師だけでなく地域全体の手で育てていこうという取組みのなかで、地域の先生をはじめとして学校支援ボランティアの活用が図られています。学校教育のさらなる充実のために、学校支援ボランティアの役割はさらに大きくなることが期待されています。

第3の意味は、学校の持つ教育機能を地域に開放するということです。学校の先生の専門的な教育力が、児童・生徒だけにとどまらず広く市民に向けられることは望ましいことです。学校施設を活動の拠点とした新しい企画を目指す時代です。

* 学社融合

学校教育と社会教育が、それぞれ独自の教育機能を発揮し、相互に足りない部分を補完しながら協力していく「学社連携」から、より一歩進んで、学校教育と社会教育が、それぞれの役割分担を前提とした上で、学習の場や活動などで両者の要素を部分的に重ね合わせながら、一体となって子どもたちの教育に取り組んでいくことです。

9 情報通信技術の進展への対応

情報関連分野での技術革新はめまぐるしく、インターネットの飛躍的普及等デジタル技術の急激な発展により生涯学習活動への急速な革命をもたらしています。

パソコンの小型化・軽量化により外出先でも情報端末として使えるなど個人が各自の生活ペースを保持しながらネットワークを駆使した学習スタイルが選択できるようになりました。

インターネットの普及は、在宅や外出先での学習の機会を大幅に向上させています。家族の介護などにより外出の機会から遠ざかっていた人々や単身赴任等長期不在の人々への学習の機会の提供が期待されます。

これからの生涯学習活動では、学習の手段としてのデジタル技術の活用だけでなく、学習成果の発表手段としてのデジタル技術の利用まで含めて検討する必要があります。

10 ボランティアの養成と支援

最近、ボランティア(*1)を意味する活動範囲は大きく広がりをみせています。

たとえば、災害時の救援活動のような突発的なできごとに限らず、高齢者・障がい者の介助・支援活動、環境改善活動、自然保護活動、国際交流、青少年の健全育成活動など日常的・継続的な市民活動もボランティア活動として認識されています。

今後は、市民の生涯学習を支援する市民活動もボランティア活動（生涯学習ボランティア(*2)）として認識していくことが望まれます。

ボランティア活動は市民の自由意思による活動といえます。その継続的・発展的な活動の効果を高め、参加者の達成感や成就感を満足させるためには、参加者の共通認識の形成が不可欠です。そしてその共通認識とは、地域が抱える課題の解決です。このためには、組織的な運営が必要となります。

これからは、市民にできることは市民が担い、行政でなければできない事業を行政が担当するという、役割分担を進めていくことが望まれます。一方で、市民と行政をつなぎ、課題解決をサポートするコーディネーターが重要になります。

市民の自発的な活動が円滑に行われるためには、行政としては活動拠点の提供（共用の活動場所など）や広報活動の支援などが必要であり、人や団体同士をつなぎ、ボランティア活動の目的を達するための手助けが求められます。さらに、ボランティア活動が効果的・発展的に継続するためのハード面の整備及びソフト面として講座やイベントの開設、コーディネート機能の充実も必要となります。

*1 ボランティア(volunteer)

「自由意思」の意味のラテン語を語源とし、最初は、志願者や義勇兵などのことを指していました。現在は、自らの意思で行う、見返りを期待しない社会的貢献の活動を意味しています。

*2 生涯学習ボランティア

広く市民の生涯学習活動を支援する市民活動に携わる人々を指し、後述の「^{がくしゅう}楽習サポーター（P15を参照）」も、生涯学習ボランティアに含まれます。

11 個人情報保護と知的所有権の尊重

国民として法令を守ることは当然ですが、生涯学習活動の中で、気付かずに法令に違反する事態が予想されます。特に、個人情報保護に関する問題と、知的所有権(*)の侵害には、留意が必要です。

不用意な個人情報の流失によって、予想外の損害を与えたり、また損害を被る恐れがあります。損害が生じなくても、信頼が失われ、その回復には多大の時間と労力が必要となり得ます。

生涯学習活動の中では、他人の知的所有権に抵触する恐れがある場合が少なくないと考えられます。何が侵害となるかが分からないまま、加害者になる恐れも被害者になる可能性も予想されます。

個人情報保護と知的所有権の尊重に関する学習機会の提供は今後とも必要だと考えられます。

* 知的所有権

知的所有権には著作権（作者の人格権を含む。）や特許権など様々な権利が含まれます。生涯学習活動の中では、著作権侵害の可能性が最も多いと考えられます。出版物のコピーを有料で頒布することの違法性はだれでもが承知していると思いますが、たとえ無料であったとしても、著作権者の許諾を得ずに図版、写真、絵画、映像や音声のコピー（講演等の録画、録音及び文章化したものを含む。）を講座の受講者等に配布あるいは投影等を行うことは、著作権侵害の可能性が少なくありません。

1.2 すべての学習は行動から始まる

新しい知識や技能を身につけるなどの「学習」には、学習活動における意図的な学習と日常生活における偶発的な学習があります。人々が未経験の分野・領域に属することながら、新たに取り組む際、本人が意識するか否かにかかわらず、ほとんどの場合何らかの学習活動を行っています。日常生活の中で偶然に学習する機会が起こる場合があります。たとえば、散歩をしていて「この木にはこんな実がなるのか」といったことを偶然に発見するという場合がこの偶発的な学習といえます。

学校教育や社会教育等のような意図的に行っている学習活動と日常生活の中で起こる偶発的な学習があることがわかります。このプランで扱う生涯学習とは、範囲を意図的に行う学習活動を対象とします。

第4節 施策の基本方針

基本目標の実現に向け、本市の生涯学習の基盤整備の推進などを中心にして、次のとおり施策の基本的方向を定めます。

1 学習活動へのきっかけづくり

現在は学習活動をしていないが、これから始めてみようとする人にとっては、適切なきっかけづくりが必要になります。

このため、市民の主体的な学習活動に向けた生涯学習の普及・啓発に努めます。

また、既に学習活動をしている人にとっては、適切な学習情報の提供や学習相談の充実が重要です。

そこで、学習情報を体系的に収集し、市民に提供するシステムの整備や学習に関する様々な相談に応じられる体制の整備に努めます。

2 多様な学習機会の充実

社会環境の変化などに伴い、市民の学習要求は、ますます多様化・高度化してきています。こうした学習要求に応えるためには、学習機会の提供の体系化を進めるとともに、内容の充実を図ることが必要です。

このため、本市における学習機会を、人生の各ライフステージに応じた学習機会、市民の学習要求に応じた学習機会、現代的課題などに応じた学習機会に体系化するとともに、内容の充実に努めます。

3 学習活動の支援

市民が主体的な学習活動を行うための場としての、生涯学習施設の整備・充実が重要です。

このため、本市の生涯学習推進の拠点となる施設の整備や、文化プラザホール、市民交流センター、図書館、公民館、市民活動センターなどをはじめとする施設の効率的な活用に努めるとともに、各施設間のネットワークを構築し、学習資源の効率的な活用に努めます。

また、学校の持つ教育機能や施設の地域開放を進め、地域との交流を進めます。

さらに、市民の学習活動を様々な角度から支援する^{「楽習サポーター」}の育成や、市民の自主的な学習活動の支援、学習活動を通じた市民同士やグループ同士の交流の支援に努めます。

* ^{「楽習サポーター」}楽習サポーター

このプランでは、生涯学習に係わる指導者・人材については、市民の主体的な学習活動を教えるという視点より、ともに学び、支援するという視点を重視し、^{「楽習サポーター」}「楽習サポーター」という言葉を用います。

4 学習の成果を活かせる環境づくり

市民が身につけた学習の成果を発表することは、自らの学習意欲の向上に密接につながっています。そして、学習成果を地域活動やボランティア（P13を参照）活動などの中で活かすことで、自らも学ぶこととなります。

このため、学習成果を発表する場や機会の提供と、学習成果を活かせる環境づくりに努めます。

5 生涯学習の総合的な推進に当たって

市民が主役となる「^{「楽習のまち ずし」}楽習のまち ずし」の創造を目指し、市民、地域、学校、企業、関係機関・団体などとの協働による生涯学習の総合的な推進に努めます。

また、市民の学習活動は日常生活のあるゆる領域にわたることから、行政における生涯学習の推進は、すべての部局が担うこととなります。

このため、生涯学習の推進に総合行政として取り組むため、庁内の推進体制の充実に努めます。